

新型コロナウイルス感染症拡大のため、2020年の「毎月勤労統計調査特別調査」は中止となり、代替調査として「小規模事業所勤労統計調査」を厚生労働省が郵送・インターネットにより実施しました。

「毎月勤労統計調査特別調査」と「小規模事業所勤労統計調査」は、調査対象の範囲、選定方法及び調査期日が異なるため、結果についての直接の比較はできません。

## 1 小規模事業所勤労統計調査の説明

### (1) 調査の目的

常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与及び労働時間の状況を把握することを目的としています。

### (2) 調査の対象

2019年毎月勤労統計調査特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所（参考）2019年毎月勤労統計調査特別調査の対象

日本標準産業分類（2013年10月改定）の農業、林業、漁業、一般公務を除く「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」に属する、調査期日（2019年7月31日）現在において常用労働者を5人未満雇用する事業所（愛知県は約800事業所が該当）

### (3) 主な用語の定義

#### ア 常用労働者

調査期日（2020年9月30日）現在、当該事業所に雇われている労働者で、次のいずれかに該当する者です。

(ア) 期間を定めずに雇われている者

(イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている者

#### イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって現金で支給される給与のことをいい、所得税、各種社会保険料等を差し引く前の金額です。

#### ウ 特別に支払われた現金給与額

2019年10月1日から2020年9月30日までの1年間に一時的又は突発的理由に基づいて支払われた現金給与及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与のことをいい、夏季、年末の賞与等のことです。

#### エ 実労働時間数

労働者が実際に労働した時間をいい、早出時間、残業時間、手待時間を含みますが、休憩時間は除きます。

#### オ 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

### (4) 利用上の注意

調査結果は厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室において集計したもののうち、愛知県分を掲載しています。